

誌上相談室 Q&A

【テーマ】

生産性向上で稼ぐ力を強化する! 中小企業等経営強化法



人口減少・少子高齢化の進展や国際競争の激化、人手不足など、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展に懸念が存在します。

こうした中で、中小企業・小規模事業者等が労働の供給制約等を克服し、海外展開等も含め、将来の成長を果たすべく、生産性の向上（経営力向上）を図ることが必要になります。

1. 法律の概要

■事業分野の特性に応じた支援と
中小企業・小規模事業者等による
経営力向上にかかる取り組み支援

中小企業・小規模事業者等は、事業の所管大臣が事業分野ごとに策定する「事業分野別指針」に基づき、顧客データの分析を通じて商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成等により経営力を向上して実施する事業計画（経営力向上計画）について、国の認定を得ることができます。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

2. 新たな機械装置の投資に係る 固定資産税の特例

【支援対象】

- ▼中小企業者が経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置（新品）
※中小企業者・個人事業主、資本金1億円以下等、大企業の子会社除く
- ▼生産性を高める機械装置（新品）が対象
- ・160万円以上の機械及び装置
- ・生産性が年1%以上向上する設備

※既存の生産性向上設備投資減税の支援要件にある最新モデルである必要はありません。

【特例】

- ▼固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減
- ▼その他政策金融機関の低利融資や民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の支援が受けられます。

3. 手続きについて

Q1 計画申請から認定までどのくらいの期間がかかりますか？

A1 標準処理期間は30日から45日以内に認定が得られるとご理解ください。

Q2 提出すべき書類は何ですか？

A2 ①申請書（原本）、②申請書（写し）、③（固定資産税の軽減措置を受ける場合）工業会等による証明書などです。

Q3 申請先はどこですか？

A3 事業分野によって異なりますので、中小企業庁ホームページ「経営力向上計画策定・活用の手引き」をご覧ください。

4. よくある質問

Q1 「経営力向上計画」はどんな取り組みを応援する計画ですか？

A1 自社の現状をしっかりと分析した上で、設備投資や顧客データの分析を通じて商品サービスの見直し、ITを活用した管理会計の導入、人材育成といった自社の「経営力」の向上を通して、自社の指標を向上させようとする事業者を応援する計画です。

Q2 計画認定を受けるとどのようなメリットがありますか？

A2 認定計画中に記載された一定要件を満たす機械および装置は3年間、固定資産税の課税標準額が半額になります。

また、中小企業信用保険の保証枠の拡大や中小企業基盤整備機構の債務保証など、多額の資金調達を行う場合の金融支援が受けられるようになります。

Q3 固定資産税の軽減措置はどのような受けられますか？

A3 具体的なプロセスは次の通りです。
1. 工業会等による証明書を設備メーカーを通して入手する。

2. 事業の所管大臣に当該設備の取得を含む「経営力向上計画」を提出し、認定を受ける。

3. その際、工業会等による証明書を必ず添付する。

4. 毎年1月1日現在で取得した設備に係る固定資産税が固定資産台帳に載ることとなるため、1月末頃の申告までに取得した工業会等による証明書の写しと認定書の写し、申請書の写しをそれぞれ用意し、市町村等に提出する。

計画策定・申請にあたっては、仙台商工会議所等の経営革新等支援機関からサポートが受けられますので、ぜひご相談ください。

【回答】

当所窓口専門家
エキスパートバンク登録専門家
(有)米田会計事務所(青葉区錦町)

税理士・

中小企業診断士
米田正美氏

